

平成 16 年 12 月 22 日

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業
事業契約書（案）の変更について

本日公表した事業契約書（案）に関しては、平成 16 年 9 月 27 日に公表した事業契約書（案）から一部変更しています。変更した箇所については以下のとおりです。

（下線部が変更箇所）

▼平成 16 年 12 月 22 日変更			
頁	箇所	変更前	変更後
5	第 1 条 下から 6 行目	(24)「建設期間」とは、……平成 19 年 12 月 31 日までの期間をいう。	(24)「建設期間」とは、…… <u>平成 20 年 5 月 31 日</u> までの期間をいう。
9	第 11 条	<u>(2) 主任技術者届</u> （設計経歴書添付） <u>(3) 協力技術者届</u>	<u>(2) 総括技術者届</u> （設計経歴書添付） <u>(3) 主任技術者届</u> （設計経歴書添付） <u>(4) 協力技術者届</u>
11	第 15 条第 3 項 上から 3 行目	……本件土地のかし、埋蔵文化財の発見等に起因して、……	……本件土地のかし、 <u>既存建物のかし</u> 、埋蔵文化財の発見等に起因して、……
25	第 60 条第 2 項	大学は、運營業務又は維持管理業務の実施に際して事業者に損害が生じた場合において、事業者がその損害が大学に在籍する学生又は所属する教職員の責めに帰すべきものであることを明らかにしたときは、その損害を負担しなければならない。	大学は、運營業務又は維持管理業務の実施に際して事業者に損害が生じた場合において、事業者がその損害が大学に在籍する学生又は所属する教職員の <u>不適切な操作その他の故意又は過失によるものである</u> ことを明らかにしたときは、その損害を負担しなければならない。
40	別紙 2 事業場所		P F I 事業計画地（宝町団地配置図）の差替。

頁	箇所	変更前	変更後
56	別紙 11 第 3 条第 2 項	保証人は、・・・・・・受領した 日から <u>7 日以内</u> に・・・・・・。	保証人は、・・・・・・受領した 日から <u>7 日（土曜日、日曜日、 祝日、年末・年始を除く。）以 内に</u> ・・・・・・
61	別紙 12 表		<u>支払いスケジュール表の変更。</u>
63	別紙 12 表の備考欄	① 本改修前後の旧薬学科実験研 究棟に係る維持管理費相当分 <u>及び運営費相当分</u> は、特に区分 せずに旧薬学科実験研究棟に 係る維持管理費相当分 <u>及び運 営費相当分</u> として支払う。	① 本改修前後の旧薬学科実験研 究棟に係る維持管理費相当分 は、特に区分せずに旧薬学科実 験研究棟に係る維持管理費相 当分として支払う。
63	別紙 12 表の供用開始 予定日	第Ⅲ期 <u>平成 19 年 5 月 1 日</u>	第Ⅲ期 <u>平成 19 年 6 月 1 日</u>
66	別紙 12 表		<u>施設整備費相当分の支払スケ ジュール表の変更。</u>